

【会社法制分野】

◆最優秀

「サステナビリティ・ガバナンスをめぐるフランス企業法制の最新動向

—2019年 PACTE 法とその後—

石川 真衣（東北大学大学院法学研究科 准教授）

---

本稿は、フランス企業法制においてサステナビリティ・ガバナンスをめぐる問題が現在どのように論じられているかを紹介・分析したものである。フランスは、2019年に成立した PACTE（パクト）法により、起業手続の容易化、企業の成長のための資金調達、企業承継に関する制度枠組みの見直し、国家戦略上重要となる企業の保護などに関する取り組みを含む、大規模な制度改革を行った。このなかに、わが国においても論じられているサステナビリティ・ガバナンスに関連する取り組みが含まれていることが注目される。

本稿においては、①会社の目的と会社において考慮すべき事項に関する条文の改正（民法典第 1833 条の改正）、②会社の存在意義・存在理由（レゾンデートル）に関する改正（民法典第 1835 条の改正）、及び③「ミッションを有する会社（sociétés à mission）」制度の新設（商法典 L.210-10 条以下）をとくに取り上げる。これらの改正は、一定の事項をすべての会社一律に強制するものではなく、すべての会社による対応を必要とする部分と、より柔軟に、それぞれのニーズに応じて会社が選択できる任意の部分に分けているところが興味深い。PACTE 法による改正後、すべての会社に対して、各会社の運営のなかで社会問題及び環境問題を考慮に入れることが求められることになったが、定款にその会社の存在意義・存在理由を明記することや、その会社の「ミッション」として社会的目標及び環境に関連する目標を掲げて、そのミッションの遂行を監視する体制を整えることで「ミッションを有する会社」であることを対外的に名乗ることができる制度の利用は、あくまでそれぞれの会社の選択に委ねられている。改正に伴い、業務執行範囲への影響と会社における決定・決議の効力を争う訴訟への影響が論じられたが、現時点では PACTE 法による改正の影響は限定的なものと解されている。

サステナビリティ・ガバナンスをめぐる問題に関連して、会社（とりわけ上場会社）と株主の関係をどのように考えるかに関しても、多くの議論がなされている。欧州においては、EU 第二次株主権利指令（SRD2）により株主の特定（識別）に関する制度の充実が図られ、株主との対話のための基盤が強化された。これは近年欧州においても見られるようになった株主アクティビズムの高まりと無関係ではないと思われ、実際に、2019年以降、フランスにおいて株主アクティビズム対応のための提案が積極的になされ（Woerth-Dirx

報告書（2019年）、Club des juristes 報告書（2019年）、AFEP 報告書（2019年）、Paris EUROPLACE 報告書（2020年）、フランス金融庁（AMF）も株主アクティビズムに関する自らの見解を示した文書を2020年春に公表するに至った。このなかで、フランス金融庁は、情報開示の重要性をとくに重視する姿勢を明らかにしている。

サステナビリティ・ガバナンスと開示制度との関係について、非財務情報開示の充実（2017年7月19日のオルドナンス第2017-1180号）、気候変動関係の開示の強化（2021年8月22日の法律第2021-1104号（loi Climat et résilience））などの取り組みがフランスにおいてすでに進められているなか、今後、開示の範囲、開示主体や開示方法をさらに検討する上で、サステナビリティ・ガバナンスの基礎に関わる事項につき、PACTE法を通じてハードローによる枠組みおよび方向性が示されたことは、会社間の比較可能性等を考える上でも重要と思われる。さらに、株主アクティビズムと透明性の向上について、上場会社が自ら選択するタイミングで株主情報を得る権利が確立したことは、アクティビストに対する一律の規制や、株主アクティビズムやアクティビストの法律上の定義を設けることが困難であるといった状況において、一定の打開策となる可能性がある。株主が有する会社経営を批判する権利には限界があることをうかがわせる株主アクティビズム関連の事案も見られるなか、今後の動向が注視される。